

八王子市における宅地内の雨水処理方法について(ご案内)

下記の町丁名別早見表をご参考ください。(事前協議に該当する案件は水路管理課との別途協議が必要です)

	町丁名	雨水 処理 方法	制限 区域		町丁名	雨水 処理 方法	制限 区域		町丁名	雨水 処理 方法	制限 区域
ア	暁町1~3丁目	○		サ	子安町2~4丁目	○		ハ	狭間町	○	
	旭町	※			左入町	○			八幡町	●	
	東町	●			散田町1~5丁目	○			初沢町	○	★
イ	石川町	○		シ	下恩方町	○		ヒ	東浅川町	○	
	泉町	○			下柚木(丁目なし)	○			東中野	△	
	犬目町	○			下柚木2~3丁目	○			兵衛1~2丁目	○	
ウ	上野町	◇		ス	城山手1~2丁目	○		フ	日吉町	●	
	打越町	○			新町	●			平岡町	●	
	宇津木町	◇			諏訪町	○			富士見町	○	
	宇津貴町	△		セ	千人町1丁目	●		ヘ	別所1~2丁目	○	
	梅坪町	○			千人町2丁目	※			堀之内(丁目なし)	△	
	裏高尾町	○			千人町3~4丁目	○			堀之内2~3丁目	○	
オ	追分町	●		タ	台町1~4丁目	◇		ホ	本郷町	●	
	大塚	△	★		大楽寺町	○			本町	●	
	大船町	△			平町	○			松が谷	○	
	大谷町	○			高尾町	○	★		松木	◇	
	大横町	●			高倉町	○			丸山町	○	
	大和田町1~7丁目	○	★		高月町	○		ミ	三崎町	●	
	小門町	●			滝山町1~2丁目	○			みつい台1~2丁目	○	
	尾崎町	○			館町	○			緑町	○	
	小津町	○			田町	●			南浅川町	○	★
	鹿島	○			丹木町1~3丁目	○			南大沢1~5丁目	○	
カ	加住町1~2丁目	○		テ	寺田町	○			南新町	●	
	片倉町	○			寺町	※or◇			南町	●	
	叶谷町	○			天神町	●			みなみ野1~6丁目	○	
	上壱分方町	○		ト	甘里町	○			宮下町	○	
	上恩方町	○			戸吹町	○			美山町	○	
	上川町	○			中町	●			明神町1~4丁目	●	
	上柚木(丁目なし)	◇		ナ	中野上町1~5丁目	○		メ	めじろ台1~4丁目	◇	
	上柚木2~3丁目	○			中野山王1~3丁目	○			元八王子町1~3丁目	○	
	川口町	○			中野町	○			元本郷町1~4丁目	●	
	川町	○			中山	○			元横山町1~3丁目	●	
キ	北野台1~5丁目	○			長沼町	○		ヤ	八木町	●	
	北野町	※			長房町	○			谷野町	○	
	絹ヶ丘1~3丁目	○			七国1~6丁目	○			山田町	○	★
	清川町	○			並木町	○			鎌水(丁目なし)	△	
ク	鶴田町	○		二	檜原町	○			鎌水2丁目	○	
	久保山町1~2丁目	△			南陽台1~3丁目	○		ヨ	八日町	●	
コ	越野	△			西浅川町	○			横川町	○	★
	小比企町	△			西片倉1~3丁目	○			横山町	●	
	小宮町	○			西寺方町	○			四谷町	○	
	子安町1丁目	※			式分方町	○			万町	◇	

雨水処理方法

○…宅内処理 ⇒ 2ページ1項をご確認ください

●…下水管(合流管)に放流 ◇…雨水管へ放流 ⇒ 2ページ2項をご確認下さい

※…一部、下水管(合流管)への放流となる区域あり

△…一部、雨水管に放流となる区域あり

◇…一部、雨水管に放流できる区域あり

下水道台帳図(2ページ2項)をご確認の上、合流管・雨

水管が無ければ宅内浸透(2ページ1項)となります

制限区域

★…一部箇所では、雨水浸透施設の設置が制限される区域がありますので、東京都HPをご確認ください。

1…雨水の宅内処理(○)について

- ・浸透施設 や 貯留施設 を用いて処理してください
- ・側溝 や 雨水管 には接続できません
(一部の大規模開発団地では、雨水管に放流している場合があります。その場合において、引き続き放流を希望の場合は、下記までお問い合わせください)

問合せ先

八王子市 環境部 下水道課

所在地 :〒192-0906 八王子市北野町 596-3

TEL :042-656-2283 (直通)

2…下水管(合流管)(●)又は雨水管(整備地区)への放流(○)について

- ・下記問合せ先と協議の上、合流管 や 雨水管 に放流してください
- ・可能であれば、放流前に 浸透施設 を設けて、オーバーフローのみ流すようお願いします

問合せ先

公益財団法人 東京都都市づくり公社 下水道部 八王子下水道事務所

所在地 :〒192-0906 八王子市北野町545-3 きたのタウンビル3階

TEL :042-648-9381、9136

<下水道台帳図は、インターネットでもご覧になれます>

ネット検索 ・ QR コードからアクセスし、利用規約に同意のうえ閲覧してください。

八王子市 下水道台帳

検索



(サイト URL)

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/002/002/001/p030588.html>

【注意事項】

- ・電話やファックス等でのお問合せは、聞き間違えなど誤った情報を伝えてしまうおそれがあるため、受付けておりません。
- ・詳細データがない施設は、表示上「0」または「***」としていますのでご了承ください。
- ・窓口での閲覧・印刷は、引き続き上記の「公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部八王子下水道事務所」で行います（本庁舎や下水道課では、閲覧・印刷はできません）。

問合せ先

八王子市 環境部 下水道課

所在地 :〒192-0906 八王子市北野町 596-3

TEL :042-642-8421

3…雨水浸透施設が適さない場所について

以下については、浸透施設の設置が制限される区域、注意を要する区域がありますので、浸透施設の設置場所を検討する際にご留意ください。

分類	区域
設置が制限される区域 (法規制区域)	・急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第7条) ・地すべり防止区域 (地すべり等防止法 第18条)
設置に注意を要する区域 (危険区域)	砂防指定地、土砂災害警戒区域、 土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所

※ [東京都のホームページ\(外部リンク\)](#)にて公開しております。
詳しくは、リンク先ホームページ下部の「土砂災害警戒区域等マップ」
でご確認下さい。



その他、以下の区域・箇所についても設置場所を検討される際にご留意ください。

- ・隣接その他建築物の基礎付近で住居及び自然環境を害する恐れのある区域
- ・道路機能や地下埋設物等に影響を及ぼす恐れが想定される箇所
- ・自然斜面及び土地改変法面が 35° 以上で高低差が 2m 以上の区域

傾斜地近傍箇所

浸透施設設置禁止範囲

傾斜角度 θ	法面からの離隔 L
$30^\circ \leq \theta < 70^\circ$	1m もしくは $2h$ の いずれか大きい方
$70^\circ \leq \theta$	2m もしくは $2h$ の いずれか大きい方

法面および
間伐擁壁

対象は $\theta \geq 30^\circ$ $H \geq 2m$
(ただし関東ローム層は $\theta \geq 35^\circ$)

雨水浸透施設

問合せ先

八王子市 環境部 下水道課

所在地 :〒192-0906 八王子市北野町 596-3

TEL :042-656-2283(直通)

雨水の宅内浸透にご協力をお願いします！

八王子市では、雨水流出抑制を図ることで浸水被害の防止と地下水のかん養による健全な水循環系の再生のため、「八王子市雨水貯留浸透推進計画」を策定し、市内全域において、宅地内の雨水について浸透にご協力をお願いしております。

●建物の新築や改築、雨水処理施設の新規設置をご検討されている方

雨水の貯留・浸透促進のため、補助事業を行っております。

	補助となる対象	補助額
新築の場合	貯留槽の設置	本体購入価格の 最大5割（上限あり）
新築以外の場合	浸透施設の設置	設置費用の 最大9割（上限あり）

※補助対象外となる場合や、補助事業が年度途中で終了となる場合があります。事前にご確認ください。

雨水貯留槽設置補助事業について



雨水浸透施設設置補助事業について



問合せ先

八王子市 環境部 下水道課

所在地 :〒192-0906 八王子市北野町 596-3

TEL :042-656-2283(直通)

●開発指導課の事前協議に該当、または市街化調整区域内での開発・建築をされる方

雨水処理に関する協議が必要です。水路管理課へお問い合わせください。



問合せ先

八王子市 道路交通部 水路管理課

所在地 :〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24-1

TEL :042-620-7388(直通)